

日本社会福祉学会学会賞授賞式

2020年9月13日

一般社団法人

日本社会福祉学会

授賞式次第

日時：2020年9月13日（日）12時30分～13時00分

（開会式に引き続き開催）

場所：一般社団法人 日本社会福祉学会事務局（WEB開催）

司会 木下 武徳 理事

一、会長祝辞

木原 活信 会長

一、審査委員長講評

小林 良二 審査委員長

一、学会賞授与

木原 活信 会長

学術賞

鈴木 浩之 氏

奨励賞（単著部門）

大嶋 栄子 氏

一、受賞者挨拶

学術賞

鈴木 浩之 氏

奨励賞（単著部門）

大嶋 栄子 氏

以上

受賞者紹介



学術賞
すずき ひろゆき
鈴木 浩之 氏

- 1960年 静岡県生まれ
- 1983年 日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科卒業
- 1983年 法務省矯正局瀬戸少年院法務教官拝命
- 1985年 神奈川県入庁（福祉職）障害者施設、児童養護施設、児童相談所
- 1998年 東洋大学大学院文学研究科教育学専攻修士課程修了
- 2018年 東洋大学大学院福祉社会デザイン研究科社会福祉学専攻博士後期課程修了
- 2019年 神奈川県退職（神奈川県中央児童相談所 虐待対策支援課長）
- 2019年 立正大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
- 2019年 中野区子ども家庭センター非常勤スーパーバイザー



奨励賞（単著部門）
おおしま えいこ
大嶋 栄子 氏

- 1958年 北海道生まれ
- 1987年 北星学園大学文学部卒業
- 1987年 医療法人北仁会旭山病院にてPSWとして勤務（～1999年）
- 2002年 NPO法人リカバリー開設（2004年認証）
- 2003年3月 北星学園大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程修了
- 2009年3月 北星学園大学大学院社会福祉学研究科博士後期過程単位取得退学
- 2012年3月 北星学園大学大学院社会福祉研究科博士学位授与
- 2018年 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所客員研究員（兼務）

2020年度 日本社会福祉学会学会賞 祝辞

一般社団法人日本社会福祉学会
会長 木原 活信

2020年度（第17回）の学会賞は、学術賞として鈴木浩之会員の『子ども虐待対応における保護者との協働関係の構築 ——家族と支援者へのインタビューから学ぶ実践モデル』（明石書店）が、また奨励賞（単著部門）として大嶋栄子会員の『生き延びるためのアディクション ——嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』（金剛出版）が、学会賞審査委員会において選出されました。いずれも、これまでの福祉実践を精緻に言語化された研究として高く評価されたものであります。心よりお祝い申し上げます。おめでとうございます。

学会賞の審査対象とされる図書・論文は、推薦図書・推薦論文に加えて、国立国会図書館サーチで当該年に刊行されたものの中から会員が執筆したものを抽出し、さらにアマゾンで検索をかけ、国会図書館リサーチと重複しないものを選定して行います。その後、教科書・報告書などを外し、審査対象となる図書・論文を決めますが、その数は毎年、図書30～50冊、論文20～40本になります。それだけの数の中から、厳正なる審査を行い、最終的に学会賞にふさわしい著書・論文が選出されることになっています。

本学会は、学会賞審査委員会の審査過程について、できる限り透明性をはかり、段階的に絞り込まれていく過程を明らかにするとともに、最終候補となった作品が選出された根拠を明確に説明できる体制を取っています。甲乙つけがたい優秀な作品のなかから選出する最終段階では、どうしてもそれぞれの作品の長所と短所までを細かく検証する作業が必要となります。このような労を担っていただいたのが、学会賞審査委員会の方々であったことを明記しておきたいと思えます。

その意味で、このたび受賞された鈴木会員と大嶋会員は厳格な審査プロセスから選ばれた社会福祉学会の優秀な作品であることは間違いのないことであり、今回の受賞を励みにして、ご自身の研究をさらに発展させてくださることを心から願っております。

学会賞の事業は、学術研究集会（春季大会・秋季大会・学会フォーラム等）の開催、機関誌発行と並んで、社会福祉学の発展に寄与する重要な事業です。会員の皆さまにおかれましては、本事業への一層のご協力をお願い致します。

最後になりましたが、受賞者お二人を心よりお祝いするとともに、学会賞審査委員会の小林良二委員長をはじめとして、審査委員の皆さまの多大なお力添えに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

審査経過報告

はじめに

2020年度日本社会福祉学会賞の審査委員会においては、昨年に引き続き学会賞審査委員会担当理事の岡部卓氏が審査に参加した。委員は第8期に引き続き永岡正己委員が、第9期より井上英夫委員、副田あけみ委員、野村豊子委員、平野隆之委員が審査に参加した。委員長は小林良二が担当することとなった。また今年度は2020年度社員総会において理事の交代が行われたため、第2次審査より、新学会賞審査委員会担当理事として岡部卓氏に代わり、岩井浩英氏が審査に加わった。

【第1次審査対象図書を選定】

第1次審査に係る第1回学会賞審査委員会は2020年2月24日に、株式会社国際文献社会議室で行われた。審査項目は、①研究意義、視点、方法の明確性、②記述の明晰性、記述表現の妥当性、③先駆性、開拓性、独創性、④研究の完成度、成果度、⑤研究実践上の貢献度の5項目とし、各項目6点満点で評価することが確認された。

審査対象著書は、自薦・他薦された11作以外に、国立国会図書館到着発送情報において社会福祉学に関わる文献として該当する3,704作を選び、かつそれらが日本社会福祉学会員の対象業績であるかどうかをチェックした結果、18作を抽出した。また、アマゾンリサーチを活用し、「社会福祉（2019年刊行）」で検索をした結果、上記検索著書以外に会員の業績として15作を抽出することができた。結果として、第1次審査委員会へ提案された審査対象著書は合計44作になった。

しかしながら、これらの中には実践のルポルタージュ、随想、テキストの他、共著による著書なども含まれており、それらを目次や図書紹介、概要などをもとに検討した結果、最終的に40作を第1次審査対象著書とすることに決定した。

論文については推薦のあった7本と、それ以外に日本社会福祉学会の機関誌の第59巻4号及び60巻1～3号に掲載されたもののうち、過去に奨励賞（論文部門）受賞経験のない筆者の論文22本の合計29本を対象論文として審査することにした。

第1次審査を行う40作の著書について、1作につき2人の審査委員を選び、上記の5つの審査項目でもって審査することとし、自由記述でコメントを付すことにした。最終的には、審査委員ごとに11作から12作の審査対象著書が割り振られた。

第1次審査を行う論文29本については、1本につき2人の審査委員が担当することとし、結果的に各審査委員が8本から9本の論文を担当することになった。

【第1次審査】

第2回審査委員会は2020年5月24日にWEB会議ツール（Zoom）を使用し、オンラインで行われた。各審査委員が担当著書を審査した審査票をもとに、それぞれの著書の合計点数を整理した。各審査委員30点満点で、合計60点満点のうち、概ね48点を超えるものを第2次審査対象著書として選定した。48点以下の著書についても1冊ずつ評価を行い、第2次審査の対象に残す必要があるかどうかを評価・確認した。

結果として、第2次審査の対象になった著書は以下の8作となった。第2次審査では、これら8作について、審査委員全員が評価することにした。

- | | |
|----------|--|
| 鈴木 浩之 著 | 『子ども虐待対応における保護者との協働関係の構築
——家族と支援者へのインタビューから学ぶ実践モデル』（明石書店） |
| 大嶋 栄子 著 | 『生き延びるためのアディクション
——嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』（金剛出版） |
| 鈴木 良 著 | 『脱施設化と個別化給付
——カナダにおける知的障害福祉の変革過程』（現代書館） |
| 渡部 律子 著 | 『福祉専門職のための統合的・多面的アセスメント
——相互作用を深め最適な支援を導くための基礎』（ミネルヴァ書房） |
| 萩原 浩史 著 | 『詳論相談支援
——その基本構造と形成過程・精神障害を中心に』（生活書院） |
| 増井 香名子 著 | 『DV被害からの離脱・回復を支援する
——被害者の「語り」にみる経験プロセス』（ミネルヴァ書房） |
| 岡部 茜 著 | 『若者支援とソーシャルワーク
——若者の依存と権利』（法律文化社） |
| 山本 真知子 著 | 『里親家庭の実子を生きる
——獲得と喪失の意識変容プロセス』（岩崎学術出版社） |

論文については、既に機関誌編集委員会等において丁寧に査読評価されているものであるが、再度学会賞の審査委員の立場から審査した。結果として、以下の6本の論文を第2次審査対象として、審査委員全員で審査を行うこととした。

- | | |
|----------|--|
| 山口 創生 他 | 「Long-term effects of filmed social contact or internet-based self-study on mental health-related stigma: a 2-year follow-up of a randomised controlled trial」（『Social Psychiatry and Psychiatric Epidemiology』 Vol. 54 No. 1） |
| 野口 啓示 他 | 「里親養育支援の実態とその支援が里親の里親養育支援に対する満足度に与える影響」（『社会福祉学』第60巻3号） |
| 伊藤 嘉余子 他 | 「実親と交流のある里子を養育する里親の体験プロセスに関する質的研究」（『社会福祉学』第60巻2号） |
| 西岡 弥生 | 「母親が加害者となった「心中による虐待死」事例の家族危機形成プロセスの検討—母親が経験した「喪失体験」に注目して—」（『社会福祉学』第60巻1号） |

- 鈴木 良 「知的障害者入所施設職員はなぜ施設解体を実施したのか？ —社会福祉法人Aにおける質的調査研究に依拠して—」（『社会福祉学』59巻4号）
- 正井 佐知 「障害者入所施設における投票支援—国政選挙を通じて—」（『社会福祉学』60巻2号）

【第2次審査】

第3回学会賞審査委員会は、2020年7月12日に株式会社国際文献社会議室及びWEB会議ツール（Zoom）によるオンラインでの参加を併用する形で行われた。審査は、合計評価点を参酌しながら、各委員が候補として残った著書、論文について、5つの審査項目をもとに評価すべき点、疑問に思う点について発言し、慎重に意見を交換するというかたちを取って進めた。

第2次審査の対象として残った8作の著書はすべて高い評価点を得ており、いずれの著書も学術賞なり奨励賞の候補としての基準を満たしていると判断し、個々の著書について順次審査することとした。その結果、鈴木浩之氏の『子ども虐待対応における保護者との協働関係の構築 ——家族と支援者へのインタビューから学ぶ実践モデル』（明石書店）が学術賞に、大嶋栄子氏の『生き延びるためのアディクション ——嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』（金剛出版）が奨励賞に値すると、審査委員全員が評価した。

論文部門においても、第2次審査の対象として残った6本すべての論文は高い評価点を得ていたため、個々の論文について順次審査することとした。その結果、今年度の審査では、奨励賞（論文部門）に該当する論文はないという結論に達した。

以上の審査経過により、2020年度においては、鈴木浩之氏の『子ども虐待対応における保護者との協働関係の構築 ——家族と支援者へのインタビューから学ぶ実践モデル』（明石書店）を日本社会福祉学会学術賞の授賞対象として、大嶋栄子氏の『生き延びるためのアディクション ——嵐の後を生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』（金剛出版）を奨励賞の授賞対象とするとともに、奨励賞（論文部門）の該当作はないという結果になった。

審査委員長 小林 良二

鈴木 浩之 氏『子ども虐待対応における保護者との
協働関係の構築——家族と支援者への
インタビューから学ぶ実践モデル』

(明石書店、2019年11月25日刊)

近年、深刻さの度合いを増す児童虐待に関して、その最前線で対応を行う児童相談所には、一時保護のような公権力の行使による介入とともに、親子の再統合や虐待を受けた子どもが家庭で生活するための支援を行うという2つの矛盾する役割が求められている。この場合、子ども虐待にかかる保護者は、児童相談所の介入に対して強い反発や抵抗を示して激しい対立関係の生じる可能性があるが、児童相談所の方では保護者との間で指導関係を形成していかなければならず、この介入と支援の実施は極めて困難な課題に直面することはよく知られている。これに対して本書は、このような対立関係から出発しても、その後、児童相談所と保護者などの関係者が、「子どもの安全、安心という目的」を共有し、「その実現に向って歩んでいく関係性をつくっていくプロセス」としての「協働関係」の構築が可能であり、それがどのような要件の下で可能になるかを明らかにしようとした重要な研究成果である。

本書の研究方法上の特色としては、なによりも、複数の質的研究、及び、アンケートによる定量的研究を実施してその結果を丹念に統合し、複雑な「協働」のプロセスを示したことがあげられる。すなわち、第2章では子ども虐待にともなう不本意な一時保護体験をした10人の保護者へのインタビューについてのグラウンデッドセオリー (GT) による分析、第3章では児童相談所職員267名へのアンケート調査結果についての定量的分析と自由回答についてのKJ法による分析、第4章では児童虐待に関する長い経験を有する児童相談所職員へのインタビューについてのGTによる分析、第5章では第2章でとりあげた10人の保護者へのインタビューと、第3章でとりあげたベテランの児童相談所職員12人のデータのGTによる分析結果を突合し、保護者側の「折り合い」とそれに対する支援者側の「つなげる」支援がどのように関連しているかを中心にして、「媒介モデル」と「交互作用理論」を構成している。このように、本書においては、保護者側と支援側のそれぞれについて、複数の質的・量的分析を実施し、対象者あるいは支援者側のいずれかだけの研究では果たせない複眼的な成果が得られていることは特筆すべきである。

このような丁寧な作業によって、保護者へのインタビューからは「失う」、「折り合い」、「引き取る」という3つのステージが構成され、それに対して職員へのインタビューからは、「対話ができる関係を作る」、「つなげてゆく」、「寄り添う」という3つのステージが配置され、それぞれに帰属するカテゴリーやコンセプトが体系的に示されるとともに、具体的な事例の紹

介が行われている。また、これら全体を通して、協働関係の形成には、保護者による「折り合い」が重要であり、その内容としては、保護者が「周りから支えられる」、「ともに動こうとする関係をつくる」、「対話が作られていく」、「子どもの思いを知る」、「見通しが見えてくる」、「希望につながってゆく」ことがあげられ、支援者はこれらの「折り合い」の要素に「つなげる」対応を行うことが大切だとされる。つまり、児童相談所の職員である支援者がめざすべき「協働」とは、「折り合おうとする保護者」が「主体者として、自分なりに取り組もう」という意味での協働であり、「つなぎ」、「寄り添う」ことであるとされる。

このような結論は、社会福祉あるいはソーシャルワークにおける支援の考え方としては比較的広く受け入れられていることのようにも思われるが、「権威」を背景とする職権介入と、不本意な介入に対する反発という厳しい対立関係を踏まえて支援関係を構築するという状況を考えると、こうした「支援」による協働関係の構築がいかに困難であるかが想像でき、この研究のもつ意義が理解できるであろう。

なお、審査委員会においては、本書で協働関係の構築にあたって「サインズ・オブ・セーフティ」 signs of safety という技法が紹介されているが、この技法の採用による実際の取り組みとこの著書で明らかにされた協働関係の形成モデルがどのように関連しているのかについての言及が望ましいという意見や、本書で用いられている、「権力」、「権威」、「権限」などの使用法があまり明確ではないという意見などがあつた。

いずれにしても著者は、長く児童相談所に勤務される中で本著作に関わる調査データの収集や研究を蓄積され、研究職就任後、これまで発表された成果を踏まえて本書をまとめられたことを高く評価するというコメントがあつた。この成果が児童虐待への公的機関による対応のあり方のみならず、広くソーシャルワークの実践や研究に活かされることを期待したい。

大嶋 栄子 氏『生き延びるためのアディクション
——嵐の後を生きる「彼女たち」への
ソーシャルワーク』

（金剛出版、2019年10月20日刊）

著者は長年、精神科のソーシャルワーカーとして働く中で、深刻な被害体験を持つ女性嗜癮患者に出会うことによって、それまでの中年男性を中心として形成されてきた依存症の治療方法が効果的に機能しないことに気付き、問題を「嗜癮」としてとらえるとともに、その背後にあるさまざまなレベルでの社会構造が作り出す問題をジェンダーの視点からとらえなおし、地域でNPO法人施設を立ち上げることによって、こうした女性に対するフェミニスト・ソーシャルワークによる実践を行っている。

本書では、次の2つの点を明らかにすることが課題とされる。

第一は、女性の嗜癮問題を、ジェンダーという観点から構造的にとらえなおすことによって嗜癮問題を顕在化させるシステムを明らかにするとともに、その複雑さ・多様性を理解するための類型化を行うことである。

第二は、女性の嗜癮問題を包括的に支援するためのソーシャルワークモデルを提示することであり、そのためには女性が嗜癮問題から回復してゆくプロセスを描き、ジェンダーの視点から回復を促進する「フェミニスト・ソーシャルワーク」について論じることである。

以上の課題をめぐり、本書では5章にわたって、著者の長年の実践と研究を踏まえ、精神科ソーシャルワークに関連する数多くの論文や、国内・国外の隣接する領域のさまざまな研究成果や実践事例をとり入れた記述を行っており、その内容の豊富さには目をみはるものがある。

紙幅にも限りがあるため、ここでは具体的な内容を紹介することはせず、本書の研究における理論構成と概念構成の特徴と思われる点についてふれてみたい（なお、著者は2010年に『その後の不自由—「嵐」のあとを生きる人たち』を公刊しているのので、併せて読むことにより、本書のより適切な理解が得られるであろう）。

著者は、第2章で女性嗜癮者の類型化にあたって、「母娘関係」による抑圧と「女性をめぐる表象」による抑圧の2軸による組合せから、「性役割葛藤型」、「他者承認希求型」、「ライフモデル選択困難型」、「セクシュアリティ混乱型」の4類型を設定し、これを用いて、生活困難の多様性とレベルを理解し、発症経過や治療への反応についてアセスメントするとともに、発症に大きな影響を与えた事象を整理するとしている。つまり、類型の構成が困難の原因、状態、経過の説明に用いられている。

他方で、著者は「類型化」の意義について次のように述べている。すなわち、ある問題の解決にあたっては普遍的とされる価値や共通の技法があるが、そうした対応では解決できない問題が生じてきたときに、その対応困難で個別的な事例を集めることによって、その事例

が「特別」だとされないようにするために1つの類型とする必要があるという。つまり、「類型」を構成することの意義は、それまでの主要な認識に対して、新たな個別性を組み込んでゆく方法だということになる。

一般に類型を構成するに際しては、上述の女性嗜癖者の類型のように、何らかの一般的・普遍的な視点を設け、その組み合わせによって個別の事例や要素を分類あるいは帰属させる認識手段として用いるとあってよいであろうが、ここでの類型構成の説明はやや異なっている。この違いは、「研究者」の行う類型化に対して、著者のような「実践者」の行う類型化の違いとも考えられるが、こうした点について掘り下げること興味深い課題が示唆されるかもしれない。

もう一つ、本書で用いられている主要概念の一つである「親密圏」についてふれておこう。「親密圏」については、これまで哲学・政治学・社会学・社会福祉学などで広く論議されているが、本書ではこの概念を女性嗜癖者との関連で論じている。著者は、齋藤純一氏の「親密圏」の定義である「具体的な他者の生／生命—特にその不安や葛藤—に対する関心／配慮を媒体とするある程度持続的な関係性」を踏まえて、女性嗜癖者の回復にとって親密圏がどのような意義を持つかについて論じている。他方で、女性嗜癖者が「親密圏」に参加すると、「身体」に関する生身の関係に引き込まれ、「人との関係性における安全な距離がわからない」などの理由で、かならずしも安定した関係が形成されない可能性があるという。こうした現実を踏まえて、親密圏の生成においては、「生活」に根差した援助が重要であり、著者が運営している「地域活動支援センターそれいゆ」におけるようなソーシャルワークの取り組みが必要になる。また、第2章では、女性嗜虐者の回復の過程が「親密圏」と「身体」のありようごとに整理されている。このように、本書での「親密圏」の概念は、その理念に基づいて実践の方向性を見出すための理念でもあり、参加者の現状に即してその変化を認識するための手段でもある。このような概念構成の多義性が生じるのは、現実には起きている深刻で切実な課題に向き合っ、その研究上の意義を整理しようとする著者の苦闘を示しているともいえる。

なお、審査委員会の議論の中では、各章の構成に関する全体的な説明があるとより読みやすくなったのではないかという意見や、もう少し整理して体系的な記述とする必要があるなどのコメントがあった。

それにもかからず、本書は、一人の実践家による強烈で切実な問題意識に基づいて書かれており、その実践を研究課題として一般化しようとした点は高く評価される。また、研究と実践の役割についても多くのことを考えさせてくれる貴重な著作であるといえるだろう。

抄録 『子ども虐待対応における保護者との協働関係の 構築——家族と支援者へのインタビューから 学ぶ実践モデル』

鈴木 浩之

今日、児童相談所に通告される子ども虐待の件数は著しい増加を示している。

児童相談所は子どもの安全が脅かされているならば「躊躇なく」法的な強制介入により子どもを保護することが求められている。一方で、児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うことが求められている。

本研究では、保護者と支援者が、強制介入という場面から、いかに「子どもの安全」という目標に向かって協働することができるのか検討し、その形成プロセスについて明らかにし、現場に有効な実践モデルを提起することを目的とした。

本論における「協働」とは、「子どもの安全、安心という目標、目的に対して、子どもにかかわる機関と保護者等がこれを共有し、このことの実現に向かって歩んでいく関係性とそのプロセス」と定義した。

(1) 保護者インタビュー

研究は「不本意な一時保護を体験した保護者、家族へのインタビュー調査」に始まり、GTによる分析を通してコア・コンセプトとして「折り合い」が創出された。

「折り合い」とは「不本意な一時保護に伴い生じる喪失感と様々な感情及び、関係機関への不信を抱き、児童相談所等と対峙する局面を経験しつつ、さらに、虐待者とされた自己に対する疑念と、子育てアイデンティティーの混乱を抱えながらも、児童相談所との『協働』関係が進む中で、子どもを引き取るという現実的な課題や目標を実現するために保護者自身が厳しい現実と調和していくプロセス」と定義した。そして、「協働」のプロセスは「失う」→「折り合い」→「引き取る」とステージが進むことが分かった。そして、保護者の立場からの「協働」関係構築の要件としての「折り合い」の6つの要件が明らかになった。つまり【見通し】【支えられる】【担当者との関係】【話し合いの場】【子どもへの思い】【期待】である。これに支援者が働きかけるとき保護者は不本意な一時保護という現実「折り合い」、子どもの安全と、未来を引き取っていくことが示唆された。

(2) 支援者へのアンケート調査

次に支援者の立場からは、いかに「協働」を捉えているか研究を進めた。

現場で保護者と対峙しながら「協働」の実践を行っている支援者に対して、アンケート調査を行い、統計的分析を行った。さらに、自由記述に対して質的分析を行い、児童相談所総体として捉えられる「協働」のプロセスと構造を読み解くことを試みた。

保護者と支援者が「協働」を進めていくときに、支援者が優先的に取り組もうとする因子分析を行った。探索的因子分析では4つの因子が抽出された。つまり、「目標・目的の共有」、

「スキル・治療・助言」「子育ての対話」「現実受け入れ支援」である。さらに、共分散構造分析により、それらの因子の関係、構造を検討した結果、「協働関係構築実践モデル」(パス図)が示された。このモデルでは、対立的な関係から「現実の受け入れ」に展開するためには「子育ての対話」→「目標・目的の共有」→「現実の受け入れ」と展開することが「協働」関係構築のプロセスであることが示唆された。

アンケート調査の自由記述の分析ではKJ法の手続きによって「まとめ」を行い、A型図解化、B型叙述化を通じ、保護者と児童相談所が「協働」していくプロセスとしてシンボルマーク「一時保護を伝えることから始まる」→「まずは対話できる関係を作る」→「希望が見通しとなり目標を共有していく」→「現実の受け入れと子どもの安全の話し合い」のプロセスが示唆された。

(3) パス図とKJ法B型図解化の統合による協働モデルの提起

アンケート調査によって抽出された、「協働関係構築実践モデル」と自由記述に対するKJ法A型図解化の統合が行われた。ここでは、対立的な局面から、保護者が現実を受け入れて子どもの安全に取り組むためには『対話』『目標・目的の共有』を媒介することが有効であることが示唆された。そこで、「協働関係構築実践モデル」をさらに発展させ(合体させ)、子ども虐待対応における「協働を実現するための『対話』『目標・目的の共有』媒介モデル」を提起した。このことによって、本論における実践モデルの基礎的なフレームが示された。

(4) エキスパート支援者に対するインタビュー

さらに、支援者の立場からの「協働」の分析を質的な研究として進めるべく、当事者参画による優れた実践を進めている実践者に対し、インタビューを行いGTにより分析した。その結果、コア・コンセプトとして「つなげる」が創出された。そして「つなげる」支援を定義し「不本意な一時保護を体験し、児童相談所と対峙的な関係にある保護者に対して、対話を構築し、支援者が保護者等に対して、人、対話、思い、場所(空間)、時間などを『つなげる』ことによって、子どもの未来に希望を持つことで、主体者となろうとする保護者に寄り添い子どもの安全という目標に向かって児童相談所と『協働』していくプロセスを創ること」とした。

「つなげる」支援には6つの支援、つまり、「希望につなげる」「見通しを立てる」「リフレームを探す」「親子の思いの伝え合い」「親族や友人との再会」「新たな対話生まれる」があることが分かった。

(5) 保護者インタビューと支援者インタビューの統合

ここでは、保護者インタビューと支援者インタビューの統合を試みた。「折り合い」は保護者から捉えた「協働」のプロセスであり、「つなげる」支援は支援者から捉えた「協働」のプロセスである。そこで、「折り合い」の6つの要件と「つなげる」支援の6つの側面を比較したところ、それぞれが交互作用の中で「協働」を実現していることが示唆された。統合された6つの要件とは、「周りから支えられる」「共に動こうとする関係をつくる」「対話を作られていく」「子どもの思いを知る」があり、その中心に「見通しが見えてくる」「希望につながっていく」があることが示唆された。

そして、改めて協働を定義し、「子ども虐待ソーシャルワークにおける『協働』とは子ども

の安全、安心という目標、目的に対して、子どもにかかわる機関と保護者等がこれを共有し、これらを実現するための保護者の『折り合い』のプロセスに、支援者が『つなげる』支援によって関与・参画し、保護者の人、時間、場所、対話、思いなどを『つなげる』ことを通して、さらにはそこに流れる交互作用によって子どもの安全、安心の実現に向かって歩んでいく関係性を構築すること」とした。そして、ここで創出された統合されたグラウンデッド・セオリーを、保護者と支援者の協働関係を構築する「『折り合い』への『つなげる』支援」の交互作用理論とした。

(6) 実践モデルの提起

「協働を実現するための『対話』『目標・目的の共有』媒介モデル」という保護者と支援者の「協働」のための大きなフレームに、保護者と支援者の協働関係を構築する「『折り合い』への『つなげる』支援」の交互作用理論」という、いわば協働のためのエンジンとなるべき理論を搭載することで、実際の人と人との「協働」がいかに行われるのか実践モデルを示した。そして、これを「対話ができる関係を創る・『折り合い』への『つなげる』支援媒介モデル」とした。

最後に二つの事例を介して実践モデルの可能性をレビューした。

抄録 『生き延びるためのアディクション——嵐の後を 生きる「彼女たち」へのソーシャルワーク』

大嶋 栄子

2012年に提出した博士論文『女性嗜癖者へのフェミニスト・ソーシャルワークに関する研究～類型と回復過程に対する「生活支援共同体」の実践から～』では、女性の嗜癖問題をジェンダーの視点で捉え、生活に根ざした支援の先に、「身体」と、後述する「親密圏」が変化し続ける状況を、当事者が引き受けていく姿を描いた。そして、これまで定説とされてきた回復とは異なり、このプロセスそのものを新たな回復概念として論じた。また変化する主体としての当事者でありながら、同時に嗜癖問題は社会に埋め込まれた構造的な問題でもあり、その意味で支援者の眼差しはつねにその構造を意識し、そこにある不平等こそを変化の目的とすべきではないかと問題提起した。

本書は博士論文を元に大幅に加筆再編したもので、嗜癖問題の最前線で奮闘する若いソーシャルワーカーたちを读者に想定して書かれている。嗜癖問題は、すでに筆者も指摘してきたように、暴力、貧困、障がい等とも深く結びついている。しかし日本では、社会的困難や課題が緊密な相互作用を起こしているにもかかわらず、それらは制度上問題ごとに分割され、関わる支援者たちも分断されているので見えづらい。そのため、多くの支援者は、自分の支援領域とは関係ないと考えがちである。それでは先述したような「社会に埋め込まれた構造的な問題としての嗜癖問題」は見過ごされてしまったままである。

本書がテーマとする嗜癖（アディクション）とは、辞書的な意味では「～に耽溺する」ことである。筆者は嗜癖を「初めは快の効果をもたらす習慣が、やがてその効果を失うようになり、むしろ社会生活を送るうえで様々な問題をもたらすようになっていくにもかかわらず、コントロールが出来なくなった状態」と捉えている。精神医学では「依存症」という疾患概念がこれまで用いられてきたが、2013年に改定された米国精神医学会による診断基準（DSM）の5版では、「物質関連障害および嗜癖性障害群」と表記された。前者の中核は「物質使用障害」、すなわち、アルコールや精神刺激薬（アンフェタミン＝日本では覚せい剤という一般名で流通）などの物質に関連して重大な問題が生じているにもかかわらず、使用し続けることを指す。物質それぞれに診断基準が示されているが、①制御障害、②社会的障害、③危険な使用、そして④薬理学的基準という4群にまとめられている。また、このカテゴリーに「非物質関連障害群」として、ギャンブル障害が含まれている。これに対し、『秩序破壊的・衝動制御・素行症群』というカテゴリーに「窃盗症」が、『食行動障害および摂食障害群』のカテゴリーに「神経性過食症／神経性無食欲症」が分類されている。加えて「新しい尺度とモデル」のなかに、今後の研究のための病態として「インターネットゲーム障害」が挙げられている。私たちの社会生活に身近な物質や行動がコントロール不能に陥るまでに至るのはなぜなのか。精神科病院でソーシャルワーカーとしてキャリアをスタートし、その後自身でNPOを主宰しながらフィールドワークと研究を重ねてきた。本書はその集大成となる一冊である。

なお、本書は次のような構成になっている。

第1章では、嗜癡問題が日本でどう扱われてきたかを概観する。逸脱や違法性など多くのステイグマを付与される嗜癡が、医学概念として整備され治療対象へと変化する過程を整理する。一方治療や当事者の相互援助では救えない、「身体」と「親密圏」という回復の鍵概念に対応し、かつ暮らしに直説する課題に目を向けるソーシャルワーク実践の必要性について述べている。

第2章は、女性嗜癡者の類型に関して紹介する。嗜癡という生き延び方の背景にある困難性の類型を示すことによって援助者は何に着眼し、支援の重点を置けばよいかを明らかにする。そして女性嗜癡者が、どのようなプロセスを経て変化していくのか、その回復過程について詳解している。

第3章は、嗜癡問題を進行させてしまう機能〈嗜癡推進機能〉に関して、ミクロ・メゾ・マクロな側面から示す。次に嗜癡問題から脱して、変化と成長を促す機能〈社会適応機能〉に関して、同じくミクロ・メゾ・マクロな観点から整理した。

続く第4章は、本書の核となる章である。ここまでの議論を踏まえ、ジェンダーの不平等を乗り越えて展開されるソーシャルワーク実践を、「生活支援共同体モデル（それいゆモデル）」として提示する。言語を媒介とする支援と、具体的な暮らしの所作を媒介とする支援に大別されるが、女性嗜癡者の類型と回復過程を軸に述べた。さらに多くの暴力、なかでも重篤な後遺症をもたらす性暴力被害と援助者が向き合うために必要な、「援助者のポジション」に関する議論についても言及している。

第5章は、まとめと今後の課題についてだが、ここではフィールドで働く援助者そして研究者たちが、どのように女性嗜癡者の置かれている現実に向き合うことができるのか、また彼女たちが抱える困難を社会に届ける言葉について問題提起を行った。

最後に本書では女性嗜癡者に関してどのようなことを整理することが出来たのか。概観すれば、以下の5点に集約することが出来る。

(1) 男性と女性では、その発症から回復過程まで大きな違いがあることを明らかにした。したがってこれまで男性をモデルとした治療／援助が女性に援用されてきたが、これは回復を進めるのに寄与しないことを指摘した。

(2) 女性嗜癡者をひとくくりにせず、発症の背景にある“抑圧の構成”に着目して、これを4類型（i 性役割葛藤型、ii 他者承認希求型、iii ライフモデル選択困難型、iv セクシュアリティ混乱型）に分類した。分類することによって、嗜癡問題という形で表出した彼女達の抱える問題の所在をより具体的にすることができた。また分類に必要な指標を作成した。

(3) 女性嗜癡者が回復するうえで重要なカテゴリーとして抽出された「身体」と「親密圏」に着目しつつ、回復過程を3期（i 安全の構築期、ii 主体性の獲得期、iii 親密圏の創造期）に区分し、それぞれの時期における特徴を示した。従来の回復過程とは全く異なる内容が提示され、援助者側が女性嗜癡者の現状をより現実的に、かつ回復の時間軸で捉えることが可能になった。

(4) “生活”に根ざした援助（「生活支援共同体」=それいゆモデルと命名）を通じて、女性嗜癡者の“生活世界”を描き出した。女性嗜癡者が嗜癡に引き寄せられ生活が破綻していく時に何が起きているのかを理解するため、観察と援助実践から「嗜癡行動を促進する機能」を導きだし、これを図示化した。また女性嗜癡者が回復過程を歩き始めた時に生活はどう変化するのか、同じ方法にて「社会への適応が促進される機能」を見だしこれを図示化した。

(5) これらの発見を手がかりに、女性嗜癖者への援助としてはジェンダーの視座からその構造的不平等を捉え直し、心理的相談と生活支援という具体的手法を用いながら、彼女達自らの尊厳や生への肯定感を引き上げ、自分を生きるための“新しい(オルタナティブな)”物語りを紡ぐ、フェミニスト・ソーシャルワークが有効であることを述べるとともに、その援助モデルを提示した。

一般社団法人日本社会福祉学会学会賞事業要綱

2010年4月 1日施行

2017年5月27日改正

1 学会賞創設の意義と目的

日本社会福祉学会創立50周年を契機に、社会福祉研究の一層の発展を図るため、学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰および若手研究者の研究奨励を目的とする日本社会福祉学会学会賞を創設する。

2 学会賞の種類

創設の目的にてらし、学会賞は次の2種とする。

I 学術賞——学会員のうちで顕著な研究業績をあげた者の顕彰

II 奨励賞——学会員のうちで今後の研究の発展が期待される若手会員の研究奨励

3 創設の時期

2003年度の総会において創設を決定し、創立50周年記念大会において第1回の授賞式を行う。

4 審査の対象

各年度の審査にあたり、その前年（暦年）に公刊された本学会の会員による研究業績を対象とする。

学術賞については原則として単著を対象とする。

奨励賞については、単著部門と論文部門に分けて審査する。対象となる論文は、『社会福祉学』等の学会誌、各大学の紀要、海外の専門誌などに掲載されたものとし、英文のものを含むものとする。

5 受賞の資格

奨励賞は、単著部門および論文部門ともに一回限りの受賞とする。ただし、論文部門受賞者の、後年の単著部門受賞は可とする。

学術賞においては、複数回の受賞を可とする。

6 推薦の方法

審査の対象となる著書、論文について、広く学会員からの推薦（自薦、他薦）を募る。所定の推薦書に必要事項を記入し、可能な限り現物を添えて推薦書を提出するものとする。

また、審査委員会の判断で、本学会機関誌編集委員会および関連学会の機関誌編集委員会などへ、推薦を依頼することができる。学会機関誌の活性化を図ることを視野に入れて、学会機関誌の編集委員、査読委員および理事経験者などを推薦委員とし、推薦を依頼する。

7 審査の手続き

学会賞の審査のため、研究担当理事を含む数名で構成する審査委員会を置く。

審査委員の任期は2年とし、2期を越えないものとする。

審査委員会が、推薦された著書、論文を含めた当該年の刊行物より、審査の対象となる著書、論文のリストを作成する。審査委員による対象著書、論文の審査の結果によって、授賞者および授賞候補作を選定する。

8 授賞者の決定

学会賞の授賞者および授賞作は、審査委員会の選定を経て理事会において決定する。

9 授賞式

授賞式は各年度の秋季大会において行う。

10 経費

各賞に贈る賞金額を含む必要経費については、学会本部「一般会計」に措置する。

11 その他

この要綱に基づき、事業実施細目については、理事会において決定する。

〈付記〉

関係団体等が行っている社会福祉関係著書、論文の顕彰制度については、学界に対するこれまでの貢献を評価し、学会賞創設にともなう位置づけと関連について整理し、必要な配慮を行う。

12 要綱の変更

この要綱を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

- 1 この要綱は、2010年4月1日より施行する。
- 2 この要綱は、2003年10月10日に制定された「日本社会福祉学会学会賞事業要綱」を引き継ぐものである。
- 3 この要綱は、2011年1月1日より施行する。
- 4 この要綱は、2012年4月1日より施行する。
- 5 この要綱は、2015年8月1日より施行する。
- 6 この要綱は、2017年3月5日より施行する。
- 7 この要綱は、2017年5月27日より施行する。



日本社会福祉学会
Japanese Society for the Study of Social Welfare

Awards of the JSSSW

Outstanding Academic Awards of the JSSSW

New scholar Awards of the JSSSW